

既存のデジタル財産等に関する整理について

法務省・金融庁・財務省

2024年10月29日

金銭の権利の内容・帰属、移転、動的安全性における整理について

権利の内容

- 動産の一種ではあるが、それが通貨として存在する限り、金銭が体現する抽象的・観念的な価値は金銭そのものを離れては存在し得ない。
 - ※ 現行の民法においては、金銭が「物」であることを前提とした規定が設けられている。（第88条第2項、第587条、第646条第1項等）

権利の帰属・移転

- 金銭の所有権は、特段の事情のない限り、
 - ① 金銭の占有者に帰属する。
 - ② 金銭の占有の移転と共に移転する。
（＝金銭の所有権の移転について引渡しは対抗要件ではない。）

動的安全性

- 原則として即時取得の規定は適用されない。

電子記録債権の権利の内容、帰属、移転、静的安全性に係る整理について

権利の内容・帰属

- 権利の内容は、債権記録の記録により定まる。（電子記録債権法第9条第1項）
- 債権記録に電子記録債権の債権者又は質権者として記録されている者は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定される。（電子記録債権法第9条第2項）

権利の移転

- 電子記録債権の譲渡については、債権記録への譲渡記録が効力発生要件及び対抗要件となる。（電子記録債権法第17条）

静的安全性

- 電子記録を偽造した者は、電子記録の表象する権利を有しない。（電子記録債権法第4条第1項）
- 請求がなければすることができない電子記録が請求がないのにされている場合などには、電子債権記録機関は、（当事者の請求がなくとも）職権により電子記録を訂正しなければならない。（電子記録債権法第10条第1項）

電子記録債権の動的安全性、管理機関に係る整理について

動的安全性

- 善意取得制度（譲渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、当該電子記録債権を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときや、第19条第2項各号に列挙される例外事由に該当する場合を除く。）（電子記録債権法第19条第1項、第2項）
- 電子記録の請求における相手方への意思表示について、民法上の錯誤・詐欺等による取消しは、善意無重過失の第三者に対抗できない。（電子記録債権法第12条）
- 人的抗弁の切断（ただし、電子記録債権の債権者が電子記録債務者に対して害意がある場合を除く。）（電子記録債権法第20条）

管理機関

- 不実の電子記録等については、電子債権記録機関は電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。（ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。）（電子記録債権法第11条、第14条）

振替株式・社債の権利の内容、帰属、移転、静的安全性に係る整理について

権利の内容・帰属

- 権利の内容は、振替株式・社債に係る契約等の内容により定まる。
- 権利の帰属は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まる。（振替法第66条、第128条）
- 加入者（振替機関等が振替を行うための口座を開設した者）は、その口座における記載又は記録がされた振替株式・社債についての権利を適法に有するものと推定される。（振替法第76条、第143条）

権利の移転

- 振替株式・社債の譲渡については、振替口座簿への譲渡記録が効力発生要件及び対抗要件となる。（振替法第73条、第86条の4、第140条、会社法第688条第1項参照）
- 但し、振替株式については、会社への対抗要件は株主名簿への記載又は記録である。（振替法第161条第3項、会社法第130条）

静的安全性

- 振替口座簿の記載又は記録を偽造した者は、その記載又は記録の表象する権利を有しない。

振替株式・社債の動的安全性、管理機関に係る整理について

動的安全性

- 善意取得制度（増加の記載又は記録を受けた加入者は、当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。）（振替法第77条、第144条）
- 振替株式・社債の譲渡の意思表示に瑕疵があった場合の取扱いについては民法の規律による。

管理機関

- 超過記載又は記録については、振替法第77条又は第144条に基づき善意取得される前提で、その超過分について振替機関が義務を負う。（振替法第78条～、第145条～）

銀行預金（普通預金などの流動性預金）の権利の内容、帰属、移転に係る整理について

権利の内容

- 権利の内容は、預金規定等の定める債権の発生・消滅原因の有無による。

権利の帰属

- 権利の帰属主体の判断基準については、見解が分かれている。
（①自らの出捐によって自己の預金とする意思で銀行に対し、自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者が預金者であるとする客観説、②預金行為者が特に他人のために預金をする旨を明らかにしていない限り、預金行為者が預金者であるとする主観説、③原則として客観説によるが、預金行為者が自己の預金であると表示したときには預金行為者が預金者であるとする折衷説などがある。）

権利の移転

- 預金債権については譲渡制限特約が付されているのが通例。（債務者である金融機関は、預貯金債権に付された譲渡制限特約を、悪意又は重過失がある第三者に対抗することができる（民法第466条の5）。）

銀行預金（普通預金などの流動性預金）の静的安全性、動的安全性、管理機関に係る整理について

静的安全性

- 無権利者に対する払戻しは原則無効。
（債務者である金融機関が善意無過失の場合には、民法第478条に基づき、原則、金融機関の表見受領権者に対する弁済が有効とされ、真の債権者は払戻額相当の預金債権を失う。）
- 偽造された口座情報の保有者は、データの表象する権利を有しない。

動的安全性

- 預金債権については譲渡制限特約が付されているのが通例。
- 振込依頼人が振込先を誤記した場合や、振込みの原因となる法律行為が錯誤又は詐欺によって取り消された場合でも、振込みがされた場合には振込先が有効に預金債権を取得する。

管理機関

- 金融機関の過誤等、金融機関の帰責事由によって真実と異なるデータが作出されても、預金債権者がそれに対応した預金債権を取得するものではない。

資金移動型デジタルマネーの静的安全性、管理機関に係る整理について

静的安全性

- 資金移動業者には、不正取引が発生した場合の損失補償その他の対応に関する方針の情報提供義務・周知義務等が課せられている。（移動業府令第29条の2第1項第5号、第31条第4号、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14資金移動業者関係のII-2-6-1①②）
- 全国銀行協会「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」は、各銀行が資金移動業者等と連携して決済サービスを提供するに際しての考え方や例示等を示しており、資金移動業者等の決済サービスにおいて各フェーズで確認すべき項目やその手法等を定めている。
- 日本資金決済業協会「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」は、決済アカウント乗っ取り型の不正利用が生じた場合の補償方針及び被害発生時の相談態勢や対応を定めているほか、同協会「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」は、銀行口座との連携における不正防止のために資金移動業者が講じるべき措置等の考え方及び具体例等を示している。

管理機関

- 履行保証金について、利用者には、発行者の倒産等の場合に「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利」が付与されている。（資金決済法第59条第1項）

第三者型前払式支払手段の静的安全性、管理機関に係る整理について

静的安全性

- 前払式支払手段発行者には、不正取引が発生した場合の損失補償その他の対応に関する方針の情報提供義務・周知義務等が課せられている。（前払式府令23条の2第1項第3号、23条の3第4号、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係のII-2-2-9）
- 日本資金決済業協会は「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」（再掲）及び「前払式支払手段の不正利用防止に関するガイドライン」を公表しており、後者のガイドラインでは、決済アカウント乗っ取り型の不正利用が生じた場合の補償方針及び被害発生時の相談態勢や対応を定めている。

管理機関

- 発行保証金について、利用者には、発行者の倒産等の場合に「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利」が付与されている。（資金決済法第31条第1項）

資金移動型ステーブルコインの静的安全性、管理機関に係る整理について

静的安全性

- 資金移動業者には、不正取引が発生した場合の損失補償その他の対応に関する方針の情報提供義務・周知義務等が課せられている。（移動業府令第29条の2第1項第5号、第31条第4号、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14資金移動業者関係のII-2-6-1①②）
- 電子決済手段等取引業者にも、同様の義務が課せられている。（取引業府令第29条第1項第7号、第30条第3項第2号、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17電子決済手段等取引業者関係のII-2-2-10）

管理機関

- 履行保証金について、利用者には、発行者の倒産等の場合に「他の債権者に先立ち弁済を受ける権利」が付与されている。（資金決済法第59条第1項）

信託型ステーブルコインの権利の内容、静的安全性、管理機関に係る整理について

権利の内容

- 信託受益権である。

静的安全性

- 電子決済手段等取引業者には、不正取引が発生した場合の損失補償その他の対応に関する方針の情報提供義務・周知義務等が課せられている。(取引業府令第29条第1項第7号、第30条第3項第2号、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17電子決済手段等取引業者関係のII-2-2-10)

管理機関

- 信託会社の破綻時には、信託により利用者資産は倒産隔離されている。

暗号資産の権利の内容・帰属、静的安全性、管理機関に係る整理について

権利の内容・帰属

- 資金決済法においては「財産的価値」と規定されている。（資金決済法第2条第14項）
- 刑事事件に係る「最判令和6年7月16日（NEM事件）」は、秘密鍵を不正入手した者に対する犯罪収益等收受罪の成立を認めている。

静的安全性

- 上述の「最判令和6年7月16日」においては、秘密鍵を不正入手した者に対する犯罪収益等收受罪の成立を認めている。

管理機関

- 対象暗号資産について、利用者に優先弁済権があることを規定している（資金決済法第63条の19の2第1項）。また、同項の優先弁済権について、民法第333条（先取特権と第三取得者の規定）を準用する。（資金決済法第63条の19の2第2項）